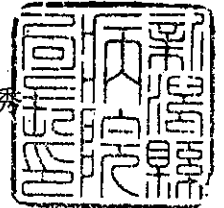




県病局第 670 号  
平成 27 年 9 月 9 日

加茂市長 小池 清彦 様

新潟県病院局長 若月 道秀



新潟県立加茂病院改築に伴う看護専門学校・看護婦宿舍解体  
その他工事等に係る申請書の再提出について（送付）

加茂病院改築に伴う看護専門学校・看護婦宿舍解体その他工事等の施工にあたり必要となる申請手続を行うため、下記のとおり申請書を持参しましたが、貴職からは市長要望が入れられないことを理由に書類の受取を拒否されております。

こうした中で、本日、知事が貴職と面会した際、知事から、県央医療圏において県央基幹病院を設置することを前提に、保健・医療関係者で検討して決定した現在の改築計画について、変更する場合には、加茂市民だけでなく県民の皆様に説明責任を果たす必要があるため、当方からの照会に回答していただきたいとお伝えしたことに対して、貴職から回答しないとお考えを示されたことは誠に残念です。

当方といたしましては、県民の皆様に御納得いただける説明をしていただけない中で、1日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えるためにも、まずは現計画により早期に工事に着手し、並行して論点を公開しての議論を続けたいと考えております。

つきましては、貴職において受取を拒否された申請書を送付いたしますので、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いいたします。

記

送付させていただく看護専門学校・看護婦宿舍解体その他工事等に係る申請書類名及び貴市への持参日等

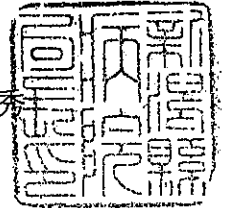
申請書類名	根拠法令	持参日	持参先	備考
排水設備等計画確認申請書	市下水道条例 第5条第1項	7月 28日	下水道課	排水設備等計画確認 通知書を併せて提出。
道路工事施工承認申請書	道路法 第24条	7月 30日	建設課	以下の2件 ・現病院敷地 ・仮設駐車場用地



県病局第 670 号の 2  
平成 27 年 9 月 9 日

水道事業者  
加茂市長 小池 清彦 様

新潟県病院局長 若月 道秀



新潟県立加茂病院改築に伴う衛生その他設備改修工事に係る  
申請書の再提出について（送付）

加茂病院改築に伴う衛生その他設備改修工事の施工にあたり必要となる申請手続を行うため、下記のとおり申請書を持参しましたが、貴職からは市長要望が入れられないことを理由に書類の受取を拒否されております。

こうした中で、本日、知事が貴職と面会した際、知事から、県央医療圏において県央基幹病院を設置することを前提に、保健・医療関係者で検討して決定した現在の改築計画について、変更する場合には、加茂市民だけでなく県民の皆様に説明責任を果たす必要があるため、当方からの照会に回答していただきたいとお伝えしたことに対して、貴職から回答しないとのことをお考えを示されたことは誠に残念です。

当方といたしましては、県民の皆様に御納得いただける説明をしていただけない中で、1日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えるためにも、まずは現計画により早期に工事に着手し、並行して論点を公開しての議論を続けたいと考えております。

つきましては、貴職において受取を拒否された申請書を送付いたしますので、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いいたします。

記

送付させていただく衛生その他設備改修工事に係る申請書類名及び貴職への持参日等

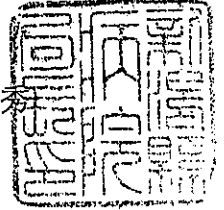
申請書類名	根拠法令	持参日	持参先	備考
給水装置工事申込書	市水道給水条例 第 5 条	7 月 28 日	水道局	以下の 3 件 ・ 医師公舎給水引込廃止 ・ 新設受水槽給水引込 ・ 既設受水槽給水引込廃止
道路占用許可申請書	道路法 第 32 条第 1 項	7 月 28 日	水道局	貴職の指導に基づき上記申込書と併せて提出。



県病局第 670 号の 3  
平成 27 年 9 月 9 日

加茂市 田上町消防衛生施設組合管理者  
小池 清彦 様

新潟県病院局長 若月 道秀



新潟県立加茂病院改築に伴う電気設備改修工事に係る  
申請書の再提出について（送付）

加茂病院改築に伴う電気設備改修工事の施工にあたり必要となる申請手続を行うため、下記のとおり申請書を持参しましたが、貴職からは市長要望が入れられないことを理由に書類の受取を拒否されております。

こうした中で、本日、知事が加茂市長と面会した際、知事から、県央医療圏において県央基幹病院を設置することを前提に、保健・医療関係者で検討して決定した現在の改築計画について、変更する場合には、加茂市民だけでなく県民の皆様に説明責任を果たす必要があるため、当方からの照会に回答していただきたいとお伝えしたことに対して、加茂市長から回答しないとのお考えを示されたことは誠に残念です。

当方といたしましては、県民の皆様に御納得いただける説明をしていただけない中で、1日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えるためにも、まずは現計画により早期に工事に着手し、並行して論点を公開しての議論を続けたいと考えております。

つきましては、貴職において受取を拒否された申請書を送付いたしますので、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いいたします。

記

送付させていただく電気設備改修工事に係る申請書類名及び貴職への持参日等

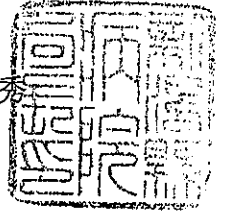
申請書類名	根拠法令	持参日	持参先
危険物取扱所設置許可申請書	消防法第 11 条 危険物の規制に関する 政令第 9 条	8 月 5 日	加茂地域消防本部



県病局第 670 号の 4  
平成 27 年 9 月 9 日

加茂地域消防長 様

新潟県病院局長 若月 道秀



新潟県立加茂病院改築に伴う電気設備改修工事等に係る  
届出書類の再提出について（送付）

加茂病院改築に伴う電気設備改修工事等の施工にあたり必要となる届出手続を行うため、下記のとおり届出書類を持参しましたが、貴職からは市長要望が入れられないことを理由に書類の受取を拒否されております。

こうした中で、本日、知事が加茂市長と面会した際、知事から、県央医療圏において県央基幹病院を設置することを前提に、保健・医療関係者で検討して決定した現在の改築計画について、変更する場合には、加茂市民だけでなく県民の皆様に説明責任を果たす必要があるため、当方からの照会に回答していただきたいとお伝えしたことに對して、加茂市長から回答しないとお考えを示されたことは誠に残念です。

当方といたしましては、県民の皆様に御納得いただける説明をしていただけない中で、1 日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えるためにも、まずは現計画により早期に工事に着手し、並行して論点を公開しての議論を続けたいと考えております。

つきましては、貴職において受取を拒否された届出書類を送付いたしますので、早期に行政手続の処理を行ってくださるよう重ねてお願いいたします。

記

送付させていただく電気設備改修工事等に係る届出書類名及び貴職への持参日等

届出書類名	根拠法令	持参日	持参先
発電設備設置届出書	市火災予防条例	8 月	加茂地域消防本部
	第 12 条、第 44 条第 11 項	5 日	
工事整備対象設備等着工届出書	消防法第 17 条の 14	7 月 28 日	加茂地域消防本部